



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 田 谷  
代表者名 代表取締役社長 田谷 和正  
(コード番号 4679 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 兼 執行役員管理部長 田谷 光正  
(TEL. 03 - 5772 - 8402 )

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 16 日開催予定の第 41 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。尚、下記の定款変更の効力発生日は平成 27 年 6 月 16 日となります。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

- (1) 経営体制の一層の強化・充実、ならびにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として、現行定款第 19 条に定める取締役の員数を「10 名以内」から「12 名以内」に変更するものがあります。(変更案第 19 条)
- (2) 取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として定款第 30 条(取締役の責任免除)を新設するとともに、これに伴う条数の変更を行うものであります。なお、定款第 30 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 39 条(社外監査役の責任免除)について所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10名</u>以内とする。 第20条～第29条 (条文省略) (新設)</p> <p>第30条～第38条 (条文省略) (社外監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>第40条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>12名</u>以内とする。 第20条～第29条 (現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第30条 <u>当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第31条～第39条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の最低限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>第41条～第47条 (現行どおり)</p>

以 上